

地域定着促進特別奨学金(愛称:愛媛県内就職応援奨学金)に関する Q&A について  
(2024.9.24 更新)

#### 【申請書の記載について】

Q1: 申請書は、手書きでないといけないのでしょうか？

A1: 申請書は、必ずしも手書きする必要はありません。ワードファイルの申請書フォーマットをダウンロードしてその申請書ファイルに文字を入力し作成することも可能です。ただし、誓約書(様式2)に関しては、氏名欄には必ず自署してください。なお、手書きの場合は、ボールペン(こすると消えるボールペン、鉛筆は不可)にて楷書体で記入してください。また、修正する必要がある箇所については、訂正印で訂正してください(清書し直す必要はありません。)

Q2: 学業成績も評価の対象になるのでしょうか？

A2: はい。申請書の内容以外に最新のGPAを評価の対象とします。

Q3: 申請書5ページの「2. キャリア形成に関する科目」には指定があるのでしょうか？

A3: 特に指定はありません。また、「キャリア」を冠する科目に留まらず、自身が望むキャリア形成に役立つと考えて履修した科目も含みます。受講し成長したと考える科目を挙げ、その「目的・成果」をしっかり記載してください。

Q4: 申請書5ページの「2. キャリア形成に関する科目」に履修中の科目を記載していたのですが、履修の結果、単位を修得できなかった場合は、奨学生採用の評価に影響するのでしょうか？

A4: 申請時点で記載された内容(目的・成果)で評価しますので、単位修得の有無は奨学生採用の評価に影響はありません。

Q5: 申請書6ページの「3. 愛媛県内企業等のセミナー又は説明会等の参加状況」は、学部で開催されるセミナー又は説明会等を記載しても問題ないのでしょうか？

A5: 学部で開催されたセミナー及び説明会を記載しても問題ありません。

Q6: 申請書6ページの「3. 愛媛県内企業等のセミナー又は説明会等の参加状況」にインターンシップに参加したことを含めて問題ないでしょうか？

A6: 原則、インターンシップは、申請書5ページの「2. キャリア形成に関する科目」に記載してください。

Q7: 申請書6ページの「3. 愛媛県内企業等のセミナー又は説明会等の参加状況」で資料の添付が求められていますが、オンラインでの開催のため資料配布がなく、自分で重要な点をメモした紙しかありません。このメモを根拠資料とすることは可能でしょうか。

A7: 根拠資料を提出できない理由を記載していただき、募集案内とメモを根拠資料として添付してください。

Q8: 申請書6ページの下段「※申請期間内の開催であれば予定も記入可とします」と書かれているのですが、申請期間最終日までに開催されるものでなければ予定として記入してはならないという解釈でよろしいでしょうか。

A8: 申請期間最終日以降開催予定のものを記載しても問題ありません。

Q9: 申請書5ページの「奨学金の使途予定」は、どの様に記入したらよいでしょうか？

A9: 奨学金の使途予定には、既に支出したものではなく予定を記載してください。あくまで就職活動に必要な項目に限ります。例えば、就職活動及びインターンシップ参加時の旅費・交通費、スーツ・ネクタイ・靴などの費用、講座受講料、就職に関する書籍の購入費等。授業料や生活費等を記載しないようにしてください。

#### 【奨学金を返還しなければならない場合について】

Q10: 就職活動を行った結果、内定がもらえず、就職浪人した場合には、奨学金を返還しなければならないのでしょうか？

A10: 採用・不採用の結果に関わらず、自身が行った就職活動を報告し、就職後3年間、本学が指示する就業状況等の情報を提供すれば返還の必要はありません。

Q11:就職後結婚し専業主婦になった場合には、奨学金を返還しなければならないのでしょうか？

A11:個人で取り組んだ地域での活動等について3年間、情報提供すれば、返還の必要はありません。

Q12:就職活動を行った結果、内定がもらえず、大学院に進学した場合には、奨学金を返還しなければならないのでしょうか？

A12:大学院を修了して就職後3年間、本学が指示する就業状況等の情報を提供すれば返還の必要はありません。

Q13:就職後県外の支店等に配属・異動し、来学して就職情報を提供できない場合には、奨学金を返還しなければならないのでしょうか？

A13:在学生へのセミナーや説明会への参加を依頼されることがあっても、インターネット等を利用して対応すれば奨学金返還の必要はありません。

Q14:本社が県外にあり、支店等が愛媛県内にある企業等に応募する場合は県内企業とみなされるのでしょうか？もし、県内企業とみなされない場合には、奨学金を返還しなければならないのでしょうか？

A14:県外に本社を有する企業であっても、県内支店等への地域限定採用であれば県内企業への就職を目指しているとみなされます。県内企業とみなされない場合であっても、応募及び採用を得ることについては返還の必要はありません。

Q15:県内企業への就職活動を行った結果、県外企業に就職した場合には、奨学金を返還しなければならないのでしょうか？

A15:県内企業等への就職活動を行い、自身が行った就職活動を報告し、就職後3年間、本学が指示する就業状況等の情報を提供すれば、県外企業に就職した場合でも、返還の必要はありません。

【その他】

Q16:奨学生の義務として、募集要項に「在学生の就職活動支援に協力してください。」と書かれてあるが、具体的にどのようにすればよろしいでしょうか。

A16:県内就職を希望する学生への経験談の紹介・助言等を想定しています。